

7

中期経営戦略を支える
コーポレート・ガバナンスの強化

7-1. コーポレート・ガバナンス

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

NTTは、株主や投資家の皆さまをはじめ、お客さまや取引先、従業員等さまざまなステークホルダー(利害関係者)の期待に応えつつ、企業価値の最大化を図るためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するよう、東京証券取引所の定める「コーポレートガバナンス・コード」の各原則の趣旨を踏まえ、体制強化していくことが重要であると考えており、経営の健全性の確保、適正な意思決定と事業遂行の実現、アカウンタビリティ(説明責任)の明確化、コンプライアンスの徹底を基本方針として取り組んでいる。

2025年6月19日開催の第40回定時株主総会における承認及び定款の一部変更についての総務大臣の認可を受け、NTTは監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行した。これにより、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実等を図り、NTTグループ全体の持続的な企業価値向上に向けて取り組んでいる(図表4-7-1)。

■ 役員の選任

役員人事に関しては、次の方針を定めている。

1. 取締役のうち、独立取締役を50%以上とする
2. 取締役、執行役員ともに女性比率を3割以上とする
3. 取締役会の事前審議等機関として、それぞれ5名の取締役(過半数である3名が独立社外取締役)で構成される指名委員会、報酬委員会を任意に設置する

取締役会の構成にあたっては、NTTグループ人事方針における経営陣の選任の方針に基づき、NTTグループの課題解決に資するスキルを有する人材をグループ内外から幅広く選任している。なお、社外役員については、幅広い経営視点・専門家としての意見を期待するとともに、社内外の取締役については、ダイバーシティの推進も踏まえて選任することとしている。取締役会は、独立社外取締役8名(うち女性4名)を含む取締役16名で構成され、社外取締役比率は50%となっている。なお、法令の定め(日本電信電話株式会社等に関する法律 第10条第1項及び第2項)

により、外国人を代表取締役とすることはできない。また、外国人が取締役の3分の1以上を占めることもできない。

(2) コーポレート・ガバナンス体制

NTTは、取締役(監査等委員であるものを除く)についても独立社外取締役を選任することで、業務執行に対する監督機能を強化してきた。さらに執行役員制度の導入により、取締役会が担う経営に関する決定・監督の機能と、執行役員が担う業務執行の機能を明確に分離し、経営の機動性向上を図っている。加えて、独立社外取締役3名を含む5名の取締役で構成する指名委員会及び報酬委員会を任意に設置し、指名・報酬の決定の客観性・透明性の一層の向上に努めている(図表4-7-2)。

7-2. 個人情報保護の取り組み

(1) 情報流出・漏洩とその対応

前項(1)グループ各社のセキュリティ強化と一体の施策とされるところが多いため、本項では個人情報保護体制に固有の内容を記載する。

情報通信技術・社会のデジタル化の進展とともに個人情報保護の重要性は増している。それに伴い情報流出・漏洩事案の発生・大規模化も進行している。こうした事案は顧客の信頼喪失に直結する。

この10年の個人情報保護に関する動きとして、欧州ではGDPR(General Data Protection Regulation)が制定された。GDPRは締約国外事業者への直接適用、締約国外への個人データの移転の原則禁止、高額な制裁金など厳格な内容となっており、これを遵守するためにグローバル事業者は大きな影響を受けた。

日本でも、2015年の個人情報保護法改正以降、3年ごとの見直しが定められたこともあり、匿名加工情報・仮名加工情報の導入、行政機関と民間の規制の一本化など、重要な改正が成立している。

NTTグループ各社では、これらの規制内容も踏まえ、「NTTグループ情報セキュリティポリシー」をもとにして個人情報保護体制・プライバシーポリシー等を定めた。

中でも、NTTドコモは、「NTTドコモパーソナルデータ